

# 公益社団法人日本ペストコントロール協会 ペストコントロール技術者認証規程細則

平成 9年	9月26日	制 定
平成14年	1月17日	一部改正
平成19年	5月23日	一部改正
平成21年	5月26日	一部改正
平成25年	4月 1日	一部改正
令和 2年	1月16日	一部改正
令和 6年	4月 1日	一部改正

## (目 的)

第1条 この細則は、公益社団法人日本ペストコントロール協会(以下「当協会」という。)のペストコントロール技術者(以下「技術者」という。)認証規程(以下「規程」という。)に基づく、当協会が行う技術者の認証および養成に関する業務の運営、ならびに資格認証委員会(以下「委員会」という。)が定める事項について規定するものである。

## (技術者養成講習)

第2条 技術者養成講習は、一般財団法人日本環境衛生センターおよび当協会が共催するペストコントロール技術者養成講座(以下「養成講座」という。)において実施するものとする。

## (認証更新時講習)

第3条 規程第18条に定める認証更新時講習の研修内容は、次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) 衛生行政・関連法令等に関する事項
- (2) 防除対象生物の分類・生理・生態等に関する事項
- (3) 防除対象生物による媒介疾病その他の被害等に関する事項
- (4) 防除薬剤と安全施工に関する事項
- (5) 防除施工技術・施工事例研究等に関する事項
- (6) 防除業務に係わる環境問題に関する事項
- (7) 防除業務に係わる経営、管理、教育等に関する事項

2 認証更新時講習における受講時間は、前項(1)～(7)に基づいた5時間以上とする。

(ペストコントロールに関する科目の指定)

第4条 規程第8条第4項第1号および第2号に定める、大学その他の学校において修めたペストコントロールに関する科目とは、次に掲げる専門科目またはそれらの分野を含む科目をいう。

- (1) 有害生物学、有害昆虫学、有害動物学
- (2) 応用生理学、応用昆虫学、応用動物学
- (3) 衛生昆虫学、衛生動物学、医動物学
- (4) 農業昆虫学、農業薬剤学
- (5) その他これらに準ずる学問領域で、委員会が認める専門科目またはそれらの分野を含む科目

(履修指定単元・科目)

第5条 規程第9条各項に定める各級技術者ごとの認証に要する養成講座の履修指定単元・科目（以下「指定科目」という。）は、別表による。

(指定科目の代替認定)

第6条 規程第9条第2項に定める、指定科目の代替を認める養成講座以外の講習とは、次に掲げる講習をいう。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（以下「建築物衛生法」という。）に基づき厚生労働省登録機関が実施する建築物ねずみ昆虫等防除作業（以下「防除作業」という。）監督者講習
  - (2) 建築物衛生法に基づき厚生労働省登録機関が実施する防除作業従事者研修ただし、害虫防除業中央協議会の防除作業従事者研修用テキストを使用して行う研修
  - (3) 一般財団法人日本環境衛生センターが行う、ペストロジー実習講座
  - (4) 日本家屋害虫学会が行っていた、家屋害虫実験講座
  - (5) その他、委員会が認めた講習
- 2 前項各号に定めた講習により代替を認める該当指定科目は、別表によるものとする。
- 3 第1項第2号に定める防除作業従事者研修については、認証申請時直前までの6年以内における3回（3年）以上の受講を、研修実施都道府県ペストコントロール協会会長（申請者所在都道府県において当該ペストコントロール協会等が研修を実施していない場合は、研修実施企業の代表者）の証明により代替として認めるものとする。

(手数料)

第7条 規程に定める認証等の様々な手数料は、次のとおりとする。

- (1) 認証申請手数料 12,000円（税抜き）  
（新規・更新期間失効）
- (2) 名誉技術者申請手数料 12,000円（税抜き）

- |                   |              |
|-------------------|--------------|
| (3) 認証更新申請手数料     | 7,000円(税抜き)  |
| (4) 認証カード再交付申請手数料 | 4,000円(税抜き)  |
| (5) 更新時講習受講料      | 15,000円(税抜き) |

## 附 則

### (施行期日)

この規程は、平成19年5月23日より施行する。

この規程の一部改正は、平成21年5月26日より施行する。

この規程の一部改正は、平成25年4月1日より施行する。

この規程の一部改正は、令和2年1月16日より施行する。

この規程の一部改正は、令和6年4月1日より施行する。

### (経過措置)

第5条に定める指定科目および第6条に定める指定科目の代替認定は、原則として平成10年度の養成講座受講申込み時より適用する。

ただし、第6条第1項1号および第2号に該当することによる3級技術者の代替認定に基づく認証については、平成10年4月1日より適用するものとする。

(別表) 各級技術者ごとに認証に要する養成講習の指定科目、  
およびその代替を認定する科目

単元	科目	技術者の種類		
		1級	2級	3級
1. PC概論	(1) PC概論、サービスマン心得	○ ◎	○ ◎	○○★
	(2)生物学、化学、英語、統計学	○		
2. 基礎有害生物学	(1)衛生害虫、ダニ、ネズミ	○ ◎	○ ◎	○○★
	(2)その他の有害鳥獣、木材・樹木害虫	○	○	
3. 薬剤学	(1)殺虫剤、忌避剤、殺そ剤	○ ◎	○ ◎	○○★
	(2)毒性、安全性	○ ◎	○ ◎	○○★
4. PCO実務	(1)作業管理、安全管理	○ ◎	○ ◎	○○★
	(2)情報管理	○		
5. 応用有害生物学 I	(1)被害論、有害生物防除論	○ ◎	○ ◎	○○★
	(2)工場・事業所の施工管理	○	○	
6. 応用有害生物学 II	(1)衛生害虫の防除、ダニの防除	○ ◎	○ ◎	○○★
	(2)その他の有害生物の防除	○	○	
7. 管理者実務	(1)PC経営概論	○		
	(2)環境学概論	○		
8. 同定等実技・実習		○ ●		
9. 総合レポート		○		

- ：一般財団法人日本環境衛生センターと当協会が共催する養成講座による各級技術者  
認証に要する指定科目
- ◎：建築物衛生法に基づく防除作業監督者講習修了による代替認証の指定科目
- ：一般財団法人日本環境衛生センターが行う、ペストロジー実習講座および日本家屋  
害虫学会が行っていた、家屋害虫実験講座修了による代替認定の指定科目
- ★：建築物衛生法に基づく防除作業従事者研修受講による代替認定の指定科目